

議案第 15 号

(仮称)名張市中学校給食センター整備運営事業者選定委員会委員の 委嘱及び任命について

(仮称)名張市中学校給食センター整備運営事業者選定委員会設置要綱(令和6年教育委員会告示第15号)第4条の規定に基づく(仮称)名張市中学校給食センター整備運営事業者選定委員会委員の委嘱及び任命については、別紙のとおり行う。

令和 6 年 8 月 7 日提出

名張市教育委員会
教育長 西 山 嘉 一

(仮称) 名張市中学校給食センター整備運営事業者選定委員会 委員名簿

委嘱・任命期間：令和6年8月8日～設置要綱第6条に規定する日

委員一覧					前委員（継続委員は除く）	
	区分	氏名	所属団体・役職名	当初委嘱・任命日	氏名	所属団体・役職名
1	第1号	奥野 信宏	名古屋都市センター センター長	令和6年8月8日		
2	第1号	宮崎 ひろ志	関西大学環境都市工 学部建築学科専任講 師（建築環境・設 備）	令和6年8月8日		
3	第1号	森永 孝子	三重県総合教育セン ター 講師	令和6年8月8日		
4	第2号	中村 岳彦	名張市 副市長	令和6年8月8日		
5	第2号	要 美義	名張市教育委員会 教育次長	令和6年8月8日		

(仮称) 名張市中学校給食センター整備運営事業者選定委員会設置要綱

令和6年7月11日名張市教育委員会告示第15号

(設置)

第1条 この要綱は、本市における中学校給食センターの整備及び運営業務（以下「事業」という。）に係る事業者を厳正かつ公正に選定するために設置する（仮称）名張市中学校給食センター整備運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めるものである。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 事業者を審査するための基準（以下単に「審査基準」という。）の設定
- (2) 事業者の募集に係る実施要領及び要求水準書の検討
- (3) 審査基準に基づく事業者の審査及び最優秀提案事業者の選定
- (4) その他教育委員会が必要と認める事項

2 委員会は、前項第3号の審査及び選定（以下「審査等」という。）の結果について、教育長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市の職員
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

(委員長)

第5条 委員長は、前条第1号の学識経験者のうちから、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、教育長に第2条第2項の規定による報告をした日をもって終了する。

(会議)

第7条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要と認めるときは、審査等に関係ある者の出席を求め、意見又は説明を

聴くことができる。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員会の会議は、非公開とする。

(委員の責務)

第8条 委員は、他の委員の意見に影響を受けることなく、独自性を確保した上で、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、直接又は間接を問わず、事業者から提出される書類の作成に関与してはならない。

3 教育委員会は、前項の規定に違反して、委員が事業者から提出される書類の作成に関与したことが判明したときは、当該事業者を選定しないものとし、当該委員を解嘱し、又は解任するものとする。

(守秘義務)

第9条 委員及び委員会の会議に出席した者は、審査等の過程において知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育総務室において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。